**煙火火薬庫基準チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 所(占)有者 |   |
|  所 在 地 |   | 棟数　　　棟 |
|  貯 蔵 量 |  　火薬類の種類 |  許可(申請)貯蔵量 |  　既設貯蔵量 |
|  |  |  |
|  保 安 距 離 |  保安物件の種類 | 法定距離(m) |  　保安物件名 |  実測距離(m) |
|  第１種保安物件 |  |  |  |
|  第２種保安物件 |  |  |  |
|  第３種保安物件 |  |  |  |
|  第４種保安物件 |  |  |  |
|  (その他要注意物件) |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  項目 |  省令等 |  基準（適合する場合は　☑、該当しない場合は~~□~~） | 適 |
|  設置場所 |  規24条1号 | 火薬庫の位置は湿地を避ける｡ | □ |
|  内 面 |  同条7号 | 搬出入装置のない火薬庫の内面は板張りとする。床面は鉄類を表さない｡ | □ |
|  換気孔 |  同条8号 | 換気孔は金網張り､天井に1個以上､天井裏から外部に通じるよう両つまに各1個以上設ける｡ | □ |
|  暖房装置 |  同条9号 | 暖房設備は温水式とする。 | □ |
|  照明設備 |  同条10号 | 庫内の照明設備は防爆式電灯とし､配線は鉄が露出しない金属管又は､がい装ｹｰﾌﾞﾙ等による工事とする。自動遮断器､開閉器は庫外に設置する｡ | □ |
|  小屋組 屋　根 |  同条11号 | 小屋組は木造で､屋根の外面は､金属板､瓦等の不燃材を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とする｡ | □ |
|  避雷装置 |  同条12号 | 昭和31年告示228号に適合する避雷装置を設ける。 | □ |
|  防火設備 警戒設備 |  同条14号 | 境界に沿い幅2m以上の防火空地､貯水槽及び警戒札等の防火設備及び警戒設備を設ける｡ | □ |
|  構 造 |  規28条1号 | 構造は平屋建の鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造､補強ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造とする。基礎は堅ろう高位とし排水に留意する。 | □ |
|  入口の扉 |  同条１号の２ | 扉は二重で､外扉は3mm以上の鉄板耐火扉で補強している。内扉と外扉に錠を付ける。  | □ |
|  壁 |  　同条２号 | 壁の厚さは､鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造では10cm以上､補強ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造では20cm以上とする。 | □ |
|  通気孔 |  　同条３号 | 床下には､必要に応じ2個以上の通気孔を設け､金網張りとし､幅20cm以上の通気孔は約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込む。 | □ |
|  土 堤  |  　同条４号 | 貯蔵量2tを超える場合は土堤又は簡易土堤で囲む。貯蔵量2t以下は土堤､簡易土堤又は防爆壁で囲む。昭和35年告示第76号によりﾌﾞﾛｯｸの補強の場合は､ﾌﾞﾛｯｸ間に配筋する。 | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 |  省令等 |  基準（適合する場合は　☑、該当しない場合は~~□~~） |  適 |
| 貯蔵上の取扱い | 規則第２１条第１項第 1号 | 火薬庫の境界内には必要がある者のほか立ち入らない。 | □ |
|  2号 | 火薬庫の境界内には、爆発・発火・燃焼し易い物をたい積しない。 | □ |
|  3号 | 火薬庫内には火薬類以外の物を貯蔵しない。 | □ |
| 3の2号 | 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しない。 | □ |
|  4号 | 火薬庫内に入る場合には、鉄類・これらを使用した器具・携帯電灯以外の灯火を持ち込まない。（搬出入装置等を除く。） | □ |
|  5号 | 庫内では、予め定めた安全な履物を使用し土足は禁止とする。（搬出入装置付きの火薬庫は除く。） | □ |
| 5号の2 | 搬出入作業時に、火薬庫内に砂れき等が入らないように注意する。 | □ |
|  6号 | ファイバ板箱等の開函以外、庫内では荷造、荷解・開函をしない。 | □ |
| 7号 | 庫内の換気に注意し、できるだけ温度変化を少なくする。特に無煙火薬・ﾀﾞｲﾅﾏｲﾄの貯蔵は、最高最低寒暖計を備え、夏期・冬期の温度変化の影響を少なくするような措置を講じる。 | □ |
| 9号 | 火薬庫から火薬類を出すときは、古い物を先にする。 | □ |
| 10号 | 製造後１年以上を経過した火薬類は、異常の有無に注意する。 | □ |
| 14号 | 警鳴装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持する。 | □ |
| 保安責任者 | 法第30条第2項、3項 | 取扱保安責任者（代理者）は選任され届出済又は選任予定である。 | □ |
| 帳簿・報告 | 規則第33条、34条 | 帳簿記載事項は①～④の内容である。①出納した火薬の種類　②出納した数量　③出納年月日　④相手方の住所・氏名 | □ |
| 帳簿保存期間は　記載の日から２年間以上である。  | □ |
| 毎年度集計し、年度終了後３０日以内に県に報告する。 | □ |
| 定期自主検査 | 法第35条の2、規則第67条の9～11 | 自主検査計画（計画期間は1～3年程度）を定め県に届出るとともに、検査結果を報告している。 | □ |
| 1. 検査は年2回以上である。

②検査内容は法第12条の技術上の基準、避雷・警鳴・消火装置の作動状況等としている。③検査は記録として残す。 | □ |